

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第69期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	ダイトケミックス株式会社
【英訳名】	Daito Chemix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 二宮 榮 規
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06(6911)9310(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 南 修 一
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06(6911)9310(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 南 修 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第3四半期連結 累計期間	第69期 第3四半期連結 累計期間	第68期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	6,005	6,766	8,665
経常利益又は経常損失 () (百万円)	23	300	276
四半期(当期)純利益 (百万円)	8	253	269
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	111	359	373
純資産額 (百万円)	8,173	8,762	8,423
総資産額 (百万円)	12,576	13,276	12,429
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	0.79	23.55	25.05
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	64.9	66.0	67.8

回次	第68期 第3四半期連結 会計期間	第69期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	6.20	10.68

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第68期第3四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。また、第69期第3四半期連結累計期間および第68期については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

(1)訴訟リスク

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等（原告）が、当社を被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

平成25年5月27日に東京地方裁判所にて請求を棄却する判決が下されましたが、平成26年10月29日に第二審の東京高等裁判所では、約11億22百万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済までの年5分の割合による金員を支払えという判決がなされました。当社としましては、本判決は承服しがたいものであり、当社の主張の正当性が認められるべく平成26年11月5日に最高裁判所へ上告いたしました。

当社は、当社製品について、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはなく、現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、本訴訟の最終帰結につき予測することはできません。

また、原告は当該船舶火災に関して、当社製品を海外に輸出した商社を被告として、当社に対するものと同じ内容の損害賠償請求訴訟等を提起しています。当該訴訟においては、平成22年7月に第一審の東京地方裁判所の判決で原告の請求が棄却されましたが、平成25年2月に第二審の東京高等裁判所では、約8億86百万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済までの年5分の割合による金員を支払えという判決がなされ、商社が上告し現在最高裁判所で係争中です。なお、商社は当社と商社間の法的責任関係を明らかにするため、当社に対し平成26年9月12日に約13億38百万円およびこれに対する平成26年9月12日から支払い済みまで年6分の割合による金員を請求する訴訟を提起しています。

このため、今後の訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点において当社の損失額を合理的に見積もることはできない状況であります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和策、米国経済の回復の効果もあり、企業収益や雇用情勢の改善、株式相場の上昇など景気回復基調で推移しているものの、円安の進行などによる原材料およびエネルギーコストの上昇、消費税引き上げによる駆け込み需要の反動減の長期化、中国の景気減速、新興国経済の成長鈍化、地政学的リスクの高まりなどによる世界経済の減速懸念があり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中で当社グループは、営業活動や、先端の半導体用感光性材料、フラットパネルディスプレイ周辺材料、機能性材料、プリンター用記録材料、医薬中間体の新製品開発、廃棄物処理、リサイクルの特殊技術開発などに積極的に取り組みました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は67億66百万円（前年同期比12.7%増）、経常利益は3億円（前年同期は、経常損失23百万円）、四半期純利益は2億53百万円（前年同期は、四半期純利益8百万円）となりました。

また、セグメント別の売上高は、化成品事業は、前年同四半期比12.8%増の56億75百万円となりました。「感光性材料及び印刷材料」は、半導体用感光性材料の増加が大きく、前年同四半期比17.9%増の44億16百万円となりました。「写真材料及び記録材料」は、イメージング材料、写真材料の減少が大きく、前年同四半期比12.5%減の6億79百万円となりました。「医薬中間体」は、前年同四半期比19.7%増の5億22百万円となりました。また、「その他化成品」は、前年同四半期比21.7%減の55百万円となりました。

環境関連事業の売上高は、前年同四半期比12.2%増の10億91百万円となりました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上および財務上の対処すべき課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、5億60百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,900,000
計	47,900,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	11,400,000	11,400,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	11,400,000	11,400,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	11,400,000	-	2,901	-	4,421

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 653,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,666,000	10,666	-
単元未満株式	普通株式 81,000	-	-
発行済株式総数	11,400,000	-	-
総株主の議決権	-	10,666	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式818株および証券保管振替機構名義の失念株式が200株含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ダイトーケミックス株	大阪市鶴見区茨田大宮 三丁目1番7号	653,000	-	653,000	5.73
計	-	653,000	-	653,000	5.73

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	648	1,700
受取手形及び売掛金	2,283	1,797
商品及び製品	497	794
仕掛品	1,131	1,012
原材料及び貯蔵品	416	549
その他	84	81
流動資産合計	5,061	5,935
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,889	1,778
機械装置及び運搬具(純額)	495	377
土地	2,990	2,990
その他(純額)	69	60
有形固定資産合計	5,445	5,207
無形固定資産		
	4	4
投資その他の資産		
投資有価証券	1,440	1,644
その他	477	484
投資その他の資産合計	1,917	2,128
固定資産合計	7,368	7,340
資産合計	12,429	13,276
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	582	642
1年内償還予定の社債	196	196
短期借入金	500	500
1年内返済予定の長期借入金	279	306
未払法人税等	27	35
賞与引当金	133	96
その他	332	573
流動負債合計	2,052	2,350
固定負債		
社債	993	894
長期借入金	625	876
引当金	13	18
退職給付に係る負債	7	10
その他	313	362
固定負債合計	1,953	2,163
負債合計	4,005	4,513

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,901	2,901
資本剰余金	4,421	4,421
利益剰余金	1,031	1,264
自己株式	350	351
株主資本合計	8,003	8,235
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	337	431
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	81	95
その他の包括利益累計額合計	420	527
純資産合計	8,423	8,762
負債純資産合計	12,429	13,276

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	6,005	6,766
売上原価	5,532	5,946
売上総利益	472	819
販売費及び一般管理費	597	553
営業利益又は営業損失()	124	266
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	20	22
持分法による投資利益	24	29
為替差益	53	19
雑収入	51	22
営業外収益合計	150	93
営業外費用		
支払利息	35	32
雑損失	13	27
営業外費用合計	49	59
経常利益又は経常損失()	23	300
特別利益		
固定資産売却益	52	22
特別利益合計	52	22
特別損失		
投資有価証券評価損	8	-
ゴルフ会員権評価損	-	2
支払補償費	-	29
特別損失合計	8	32
税金等調整前四半期純利益	20	289
法人税等	12	36
少数株主損益調整前四半期純利益	8	253
四半期純利益	8	253
少数株主損益調整前四半期純利益	8	253
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	94	93
繰延ヘッジ損益	2	0
為替換算調整勘定	17	-
持分法適用会社に対する持分相当額	28	13
その他の包括利益合計	102	106
四半期包括利益	111	359
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	111	359
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更したほか、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が2百万円増加(投資その他の資産の「その他」に含めて表示)し、利益剰余金が1百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

船舶火災による訴訟の件

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等(原告)が、当社を被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

平成25年5月27日に東京地方裁判所にて請求を棄却する判決が下されましたが、平成26年10月29日に第二審の東京高等裁判所では、約11億2200万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済までの年5分の割合による金員を支払えという判決がなされました。当社としましては、本判決は承服しがたいものであり、当社の主張の正当性が認められるべく平成26年11月5日に最高裁判所へ上告いたしました。

当社は、当社製品について、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはなく、現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、本訴訟の最終帰結につき予測することはできません。

また、原告は当該船舶火災に関して、当社製品を海外に輸出した商社を被告として、当社に対するものと同じ内容の損害賠償請求訴訟等を提起しています。当該訴訟においては、平成22年7月に第一審の東京地方裁判所の判決で原告の請求が棄却されましたが、平成25年2月に第二審の東京高等裁判所では、約8億8600万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済までの年5分の割合による金員を支払えという判決がなされ、商社が上告し現在最高裁判所で係争中です。なお、商社は当社と商社の間の法的責任関係を明らかにするため、当社に対し平成26年9月12日に約13億3800万円およびこれに対する平成26年9月12日から支払い済みまで年6分の割合による金員を請求する訴訟を提起しています。

このため、今後の訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点において当社の損失額を合理的に見積もることはできない状況であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	391百万円	320百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
 配当金支払額
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	21	2	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		
	化成品事業	環境関連事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	5,032	973	6,005
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	24	25
計	5,032	997	6,030
セグメント利益又はセグメント損失()	205	77	127

2. 報告セグメントの利益または損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額との差額および当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	127
セグメント間取引消去	3
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業損失()	124

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	化成品事業	環境関連事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	5,675	1,091	6,766
セグメント間の内部売上高又は振替高	2	27	29
計	5,677	1,118	6,795
セグメント利益	125	136	261

2. 報告セグメントの利益または損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額との差額
 および当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	261
セグメント間取引消去	4
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益	266

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	0円79銭	23円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	8	253
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	8	253
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,749	10,746
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。また、当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月13日

ダイトケミックス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 明彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 裕三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイトケミックス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイトケミックス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。